

# 令和6年度保育利用申込みの御案内

令和5年10月  
京都市子ども若者はぐくみ局  
京都市区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室

この御案内は、保育園（所）、認定こども園の保育園部分、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所（以下「保育施設・事業所」といいます。）の入園（所）申込みについてお知らせするものです。

## <御注意ください!!>

- 令和6年4月保育利用の一次調整の申込締切は11月17日（金）必着です。
- 11月18日（土）以降にお申し込みいただいたものは一次調整の対象とはならず、二次調整以降の対象となり、結果通知も2月末以降となります。

## <目次>

1	保育施設・事業所の種別	1 ページ
2	教育・保育給付認定の概要	1 ページ
3	京都市内の保育施設・事業所を利用できる方	2 ページ
4	保育時間	2 ページ
5	教育・保育給付認定における保育必要量・有効期間	3 ページ
6	申込方法及び申込受付期間	3 ページ
7	申込みに必要な書類	4 ページ
8	申込みにあたっての留意事項	6 ページ
9	利用調整について	6 ページ
10	令和6年度保育利用申込に向けての主な変更点	7 ページ
11	令和6年4月利用開始に関する手続	8 ページ
12	保育利用にあたっての留意事項	9 ページ
13	利用者負担額（保育料）	10 ページ
14	多様な保育サービス	11 ページ
15	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の申込みについて	12 ページ
16	保育利用に関するよくある御質問	13 ページ
17	京都市の保育利用の優先度判定基準	17 ページ

※ お問合せ先は裏表紙を御覧ください。

# 1 保育施設・事業所の種別

## (1) 保育園（所）

0～5歳児を対象として、通常時間の保育のほか、園により時間外保育を実施しています。

## (2) 認定こども園（幼保連携型、保育所型、幼稚園型）の保育園部分

認定こども園とは、幼稚園の機能と保育園（所）の機能を併せ持つ施設です。0～5歳児を対象とし、通常時間の保育のほか、園により時間外保育を実施しています。

幼稚園部分の利用申込みは、各園が定める方法により直接、認定こども園に申し込んでください。

## (3) 地域型保育事業

### ア 小規模保育事業所

0～2歳児を対象とする定員19人までの小規模な事業所

### イ 家庭的保育事業所

0～2歳児を対象とする定員5人までの小規模な事業所

### ウ 事業所内保育事業所

会社・事業所の従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業所

※ 上記施設以外に、預かり保育を実施している幼稚園も市内には数多くあります。詳細は、「多様な保育サービス」(11ページ)を御覧ください。



# 2 教育・保育給付認定の概要

## (1) 教育・保育給付認定とは

保育の利用を希望する保護者が、保育が必要な状態であるかどうかの確認をするために、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定の申請は、保育施設・事業所の利用申込みと同時に行うことができます。

## (2) 教育・保育給付認定の区分

教育・保育給付認定には以下の区分があり、区分に応じて利用できる保育施設・事業所が異なります。

教育・保育 給付認定 区分の種類	利用時間 年齢	朝からお昼すぎ頃まで (教育標準時間)	朝から夕方まで (保育短時間・保育標準時間)
	3歳～5歳	1号認定	2号認定
0歳～2歳	—	3号認定※	

  

↓	↓
1号認定子どもが利用できる施設	2・3号認定子どもが利用できる 保育施設・事業所
幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	保育園（所） 認定こども園（保育園部分） 地域型保育事業（3号に限る）

※ 3歳到達による3号認定から2号認定への切替えは、手続不要です。

### 3 京都市内の保育施設・事業所を利用できる方

#### (1) 要件

次のいずれにも該当する場合、京都市内の保育施設・事業所を利用できます。

##### ア 児童及び保護者が京都市内に住所を有すること

※ 京都市外にお住まいの方は、利用開始日までに京都市内へ転入予定の方、里帰り出産のため一定期間京都市内にお住まいの方に限り、お申し込みしていただけます。

##### イ 保護者のいずれもが、次の①から⑧の保育が必要な理由に該当すること

保育が必要な理由	基準
① 就労※1	1か月48時間以上就労していること
② 妊娠・出産※2	妊娠中か出産予定日又は出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日までであること
③ 疾病・障害	病気・けが療養中又は精神・身体に障害があること
④ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護	親族を常時介護・看護していること
⑤ 災害復旧	災害の復旧に当たっていること
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っていること
⑦ 就学	・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること
⑧ その他	上記に準じる状態のため保育が必要であること

##### ※1 就労時間について

就労していても1か月の就労時間が48時間に満たない方は、①の就労には該当しません。就労時間を1か月48時間以上に延長する希望がある場合は、⑥の求職活動を理由に保育利用を申し込むことになります。

##### ※2 利用開始後、出産し育児休業等を取得される場合

子どもが保育施設・事業所を利用開始した後に出産し、その後、続けて育児休業等を取得する場合は、既に利用している子どもについては、変更申請をすれば、継続して保育施設・事業所を利用できます。

#### (2) 育児休業を取得されている方

育児休業からの復帰に伴い保育利用を申し込まれる場合は、利用開始後、利用開始月中に復帰したことを証する職場復帰証明書の提出が必要です。育児休業取得期間中は、保育利用開始月中に復帰される場合を除き「就労」を理由に保育の利用を申し込むことができません。

ただし、小規模保育事業所等を年齢到達により卒園する児童については、育児休業取得期間中でも、卒園時に限り保育申込みが可能です。

### 4 保育時間

保育時間には、保育短時間、保育標準時間、時間外保育の3区分があります。

それぞれの時間帯は、保育施設・事業所によって異なります。各保育施設・事業所の保育時間については、「保育施設・事業所の一覧」を御確認ください。

保育短時間	教育・保育給付認定の保育短時間（8時間）認定を受けた場合、利用できる時間帯
保育標準時間	教育・保育給付認定の保育標準時間（11時間）認定を受けた場合、利用できる時間帯
時間外保育	就労時間等により、時間外保育が必要である場合、利用できる時間帯

※ 利用者負担額（保育料）は、保育利用時間により異なります。

※ 時間外保育を利用する場合は、別に施設・事業所の定める料金が必要となります。また、幼児教育・保育無償化の対象外のため、3歳児以上も料金がかかります。

## 5 教育・保育給付認定における保育必要量・有効期間

教育・保育給付認定は、保育が必要な理由に応じて、保育必要量と期間が認定されます。教育・保育給付認定の期間が終了する前に、更新の手続きを行い、保育が必要な理由に再度該当すれば、継続して保育施設・事業所を利用できます。

保育が必要な理由	保育必要量（1日）		教育・保育給付認定の期間 （2・3号切替を除く）
	短時間	標準時間	
①就労（内定を含む）	●	●	小学校就学前まで
②妊娠・出産	※1	●	妊娠が分かったときから、出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日まで
③保護者の疾病・障害	●	●	小学校就学前まで
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	●	●	
⑤災害復旧	※1	●	
⑥求職活動（起業準備を含む）	●	—	概ね90日
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	●	●	卒業（修了）予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること	●	—	京都市が認める期間
⑨その他、上記に準じる状態として市町村が認める場合	●	●	

※1 ②と⑤は原則、標準時間での利用になりますが、希望された場合、短時間認定も可能です。

※2 就労など、保育短時間と保育標準時間の両方に●がついている場合は、勤務時間や通勤時間などから個別に認定します。

※3 3号認定の期間は満3歳に達する日の前日までですが、3号認定から2号認定への切替えは手続不要です。

## 6 申込方法及び申込受付期間（令和6年4月保育利用申込みの手続きは8ページ参照）

### (1) 申込方法

お住まいの地域の区役所・支所の保健福祉センター（子どもはぐくみ室子育て推進担当、京北地域においては京北出張所保健福祉第一担当。以下「区役所・支所」といいます。）に、「7 申込みに必要な書類」に記載している書類を提出してください。

「ぴったりサービス（子育てワンストップサービス）」を用いた電子申請も受け付けています。電子申請を行うには、マイナンバーカードとマイナンバーカード認証ができるカードリーダーもしくはスマートフォンが必要です。詳しくは、以下のホームページを御確認ください。

◆「令和6年度保育申込み」：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000274712.html>

◆「ぴったりサービス」：<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>

電子申請による利用申込受付期間

●令和6年4月利用申込み：令和5年10月3日から11月17日まで

●令和6年5月以降利用申込み：令和6年4月1日から各月申込締切日まで



また、保育利用申込みについては、必要に応じて申込書の提出後、区役所・支所の職員が状況をお伺いします。

## 【郵送受付について】

京都市では、申請書類の郵送提出も受け付けております。郵送で御提出される場合、次の点に御注意ください。

- 郵送で提出される場合は、事前に提出先の区役所・支所まで電話でお知らせください。
- 提出にあたっては、市販の封筒に申込書類及び京都市提出用封筒（提出書類の確認に使用いたします。）に必要事項をチェックのうえ、同封して御提出ください。
- 書類受理後、記載内容について電話で確認をさせていただく場合や不足書類の提出を郵送でお願いする場合があります。必ず日中連絡のとれる電話番号を御記入ください。

その他、詳しくは以下のURLを御参照ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000269255.html>



## (2) 申込受付期間

保育の利用は、毎月1日から開始します。年度途中からの保育利用は、受入枠があれば、毎月受入れを行います。申込締切日は、以下のとおりです。

保育の利用開始希望月	申込締切日	保育の利用開始希望月	申込締切日
令和6年4月	※8ページ参照	令和6年10月	令和6年9月10日(火)
令和6年5月	令和6年4月10日(水)	令和6年11月	令和6年10月10日(木)
令和6年6月	令和6年5月10日(金)	令和6年12月	令和6年11月8日(金)
令和6年7月	令和6年6月10日(月)	令和7年1月	令和6年12月10日(火)
令和6年8月	令和6年7月10日(水)	令和7年2月	令和7年1月10日(金)
令和6年9月	令和6年8月9日(金)	令和7年3月	令和7年2月10日(月)

## 7 申込みに必要な書類

各様式は、幼保総合支援室ホームページからダウンロードして御利用いただけます。京都市情報館にて「保育 関係様式」で検索、もしくは以下のホームページを御覧ください。



◆保育 関係様式：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000172423.html>

※ 書類の記入は、鉛筆または消せるボールペンを使用しないでください。

### (1) 必須書類

- ① 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（様式1（1）（2））
- ② 個人番号（マイナンバー）申告書（様式1（3））

※ 窓口で、世帯全員の個人番号の確認書類（個人番号カード等）及び来庁される方の本人確認書類（運転免許証等）を確認します（郵送又は施設経由等での申し込みの場合は、それぞれ写しを同封していただきます。）。なお、個人番号の確認書類をお持ちでない場合は、区役所・支所で確認を行う場合があります。

- ③ 保育が必要な理由書（様式2）
- ④ 保育申込に係るチェックシート
- ⑤ 保育が必要な理由に応じた添付書類

※ 複数の理由に該当する場合は、それぞれの理由に応じた添付書類の提出が必要です。

※ 保育の必要性について優先度（6ページ参照）を判定するため、保育利用開始希望日時時点で65歳未満の祖父母と同居されている場合は、祖父母の資料も提出していただく必要があります。

## 【各理由と必要な添付書類】

保育が必要な理由	添付資料
①就労	就労証明書（様式3）、スケジュール申告書（様式4、変則勤務の方） ※自営業の場合、開業届出書や営業許可証、確定申告書の写しなど、客観的に事業内容が分かる書類の提出を求めています。
②妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が分かる頁）又は出産証明書
③疾病・障害	障害者手帳をお持ちでない場合は、診断書、介護保険被保険者証の写し等、疾病・障害の程度が分かる資料（※） スケジュール申告書（様式4、生活に制限のない方のみ）
④介護・看護	障害者手帳をお持ちでない場合は、診断書、介護保険被保険者証の写し等、介護・看護の必要性が分かる書類（※） スケジュール申告書（様式4、必須）
⑤災害復旧	り災証明書
⑥求職活動	求職活動申告書（様式4-2） 活動内容を証明する書類（ハローワークカード（写）等）
⑦就学	在学証明書、スケジュール申告書（様式4、時間割でも可）
⑧その他	区役所・支所にお問い合わせください。

※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの場合、原則、手帳の写しの添付は不要ですが、京都市で内容が確認できない場合は提出を依頼することがあります。

## (2) 該当者のみ必要となる書類

ア 教育・保育給付認定の不要な幼稚園や児童福祉施設等を利用中のきょうだいがいる方

→ 同時利用軽減届出書（きょうだい利用）（様式5）を提出してください。

※ 施設の種類については別冊「利用者負担額（保育料）に関する御案内（0歳児～2歳児用）」の「3 利用者負担額（保育料）の軽減・免除」の（1）B施設を参照してください。

※ きょうだいが上記施設を利用予定の場合は、提出のあった翌月から適用となりますので、保育利用開始の前月末までに御提出ください。

イ 保育園等の利用を開始した場合、育児休業から復帰予定の方

→ 育児休業復帰に関する誓約書（様式6）を提出してください。

※ 誓約書を御提出いただけない場合、保育利用ができません。

※ 職場に復帰した後は、職場復帰証明書を復帰後2週間以内に京都市に御提出ください。

ウ 保育園等での勤務に係る資格を持ち、京都府内の認可保育施設・事業所又は幼稚園（預かり保育を実施する幼稚園のみ）で資格職として勤務中（予定を含む）の方

→ 資格職であることを証する書類の写し（保育士証、幼稚園教諭免許状、保健師免許証、看護師免許証、管理栄養士免許証、栄養士免許証、調理師免許証など）を提出してください（18ページ調整指数項番4参照）。

エ 令和5年1月1日時点又は令和6年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった方

→ 国外での所得が分かる書類、国外居住に係る収入申告書の提出が必要となります。詳しくは、区役所・支所にお問い合わせください。

オ 課税情報の取得に同意いただけない方、課税情報が確認できない方

→ 0～2歳児は利用者負担額（保育料）の算定に、3歳以上又は1号認定は副食材料費支払免除適用可否の判定に必要ですので、令和5年度課税証明書（令和6年9月以降の保育料については令和6年度課税証明書）を提出してください。提出いただけない場合は、やむを得ず、最高階層で仮の算定を行う場合があります。

※ 申込後に希望施設の変更等を行う場合には、令和6年4月保育利用分（一次調整分）は12月15日（金）までに、5月以降の保育利用分は申込締切日までに、保育利用申込内容変更届（I-10）に必要事項を御記入のうえ、申請先の区役所・支所に御提出ください。

## 8 申込みにあたっての留意事項

### ア 施設見学について

希望される園については、できる限り申込児童同伴で事前に見学をしたうえで申込みをされるようお願いします。

なお、京都市民であれば、お住まいの区以外の市内の保育施設・事業所の申込みも可能です。

### イ 出生前の児童の申込みについて

出生前からの仮申込みが可能です。事前に区役所・支所に御連絡のうえ、利用開始希望月の締切日までに必要書類を御提出ください。出生後、正式に申請手続きを行ってください。

### ウ 申込後の状況変更について

申込後、世帯状況や保育を必要とする状況が変更になった場合、17ページ～18ページの保育利用の優先度の判定に関わる内容が変更になった場合等は速やかに区役所・支所に御連絡ください。

## 9 利用調整について

### (1) 受入可能枠を上回る利用申込みがある場合の利用調整

受入枠を上回る利用の申込みがあり、申込児童全員が希望する保育施設・事業所を利用できない場合は、京都市が、申込児童ごとに保育の必要性について優先度を判定し、優先度の高い児童から利用できるよう利用調整を行います。令和6年4月申込（一次調整分）受入枠は令和5年10月初旬に京都市ホームページに公表予定です。なお、11月27日（月）に一次調整締切時点での申込状況・受入枠を公表予定です。

公表ページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227761.html>



### (2) 優先度の判定について

優先度の判定にはポイント制を導入しており、保護者それぞれの基本指数・調整指数の合計のうち、低い方の保護者の点数を利用調整で用います。

- ◆ 優先度の判定基準については、17ページ～18ページを御覧ください。
- ◆ 締切日までに提出された資料で判定を行いますので御注意ください。

### (3) 利用調整結果のお知らせ

利用調整結果は、保育利用開始希望月の前月の20日前後に発送する予定です（4月利用開始希望（一次調整）は令和6年1月31日（水）発送予定です）。

- ◆ 事前のお問い合わせにはお答えできませんので、御了承ください。
- ◆ やむを得ず、入園を辞退される場合は、速やかに区役所・支所にお知らせください。
- ◆ 保育申込の有効期間は、令和7年3月分までです。有効期間内に、新たに受入枠が生じた場合、優先度の高い方から順に利用を御案内します。
- ◆ 内定とならなかった（保留となった）場合の保留通知は、当初の申込時のほかは、申込内容を変更された場合のみ発送します。

## 10 令和6年度保育利用申込に向けての主な変更点

### (1) きょうだい同一園を希望する場合の点数の引き上げ（5点→15点）

多子世帯支援の取組として、令和6年4月保育利用分から、きょうだい同一園を希望される場合の加点（18ページの調整指数項番26）を5点から15点に引き上げます（令和5年度中の保育利用分については、変更前の5点を適用）。

ただし、以下のような場合等は加点対象外となります。

例1) 既にきょうだい同一園を利用中（A園）で、別の園（B園）に転園希望の場合

1子	A保育園	→	B保育園
2子	A保育園		B保育園

例2) 1子が利用している園（A園）とは別園（B園）希望の場合

1子	A保育園	→	B保育園
2子	未利用		B保育園

きょうだいが利用している施設とは異なる施設希望のため**加点対象外**（ただし、小規模等の年齢満了に伴う卒園の場合や、転居や転勤に伴う転園の場合は除く）

### (2) 一斉面接の原則廃止

これまで実施していた一斉面接について、保護者の皆様の御負担を軽減するため、令和6年4月保育利用申込分から全市的に原則廃止とします。保育申込のことで御不明な点や御相談されたい内容がある場合は、申請先の区役所・支所子どもはぐくみ室に御連絡ください。

### (3) 保育申込に係るチェックシートの追加

提出書類や、申請内容等について確認いただくために、保育申込に係るチェックシートを追加しました。保育利用の優先度の判定に必要な項目や、入園にあたっての児童の情報（身体状況や配慮が必要な内容等）が記載されているかなど、一斉面接でお聞きしていた内容を確認するものです。保育申込の際に、本チェックシートも併せて御提出ください。

### (4) 4月申込の受入枠公開の前倒し

4月申込に係る各保育施設・事業所の受入枠について、10月初旬に以下の京都市ホームページにて公開予定です。可能な限り、希望園の受入枠を御確認のうえお申し込みください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227761.html>



※ なお、10月初旬公表する受入枠は今後変更となる可能性があります。一次調整受付終了時点の受入枠及び申込状況については、上記ホームページにて11月27日に公開します。

## 京都市からのお願い

お仕事がお休みの日などは**家庭での保育**に御協力ください



保育施設・事業所の利用は、就労や通勤等により、保育を必要とする理由に該当し、保育が必要となる時間に限られます。土曜日などでお仕事がお休みの日や、早めのお迎えが可能な日等は、御家庭での保育に御協力いただきますようお願いいたします。



## 1 1 令和6年4月利用開始に関する手続

年度当初の保育施設・事業所の利用開始については、申込児童数が多いことから、11月1日（水）までの保育園等への御提出に御協力をお願いいたします。

### (1) 申込方法及び申込受付期間（一次調整）

受付期間	提出先
令和5年10月3日（火）～11月1日（水）	第一希望の保育施設・事業所
（上記期間に間に合わない場合） 令和5年11月2日（木）～11月17日（金）	第一希望の保育施設・事業所が 所在する地域の区役所・支所 （子どもはぐくみ室子育て推進担当）

- ◆ 第一希望の保育施設・事業所が令和6年4月開園予定（幼稚園から認定こども園への移行施設を含む）の場合は、10月3日から施設・事業所が所在する地域の区役所・支所で受け付けます。
- ◆ 就労証明書等の添付書類が間に合わない場合は、既に揃っている書類だけでも保育利用申込書と一緒に11月17日（金）までに御提出ください。やむを得ない事情で申込書の提出が難しい場合は申込先の区役所・支所までお電話で御連絡ください（連絡先は裏表紙を御参照ください）。
- ◆ 受付期間に妊娠中であっても、令和6年2月5日までに出生予定の児童については、一次調整の対象となりますので、締切日までに書類を提出してください。ただし、御提出いただいた場合でも、2月6日以降に出生した児童については、受入月齢との関係から、原則として5月利用申込みの対象となります。

※ 令和6年度に医療的ケアが必要な児童の保育利用を希望される場合、申込前に事前相談が必要です。4月利用開始希望の方は、令和5年11月10日までに区役所・支所に御相談ください。

### <御注意ください!!>

- 一次調整の申込締切は11月17日（金）必着です。
- 11月18日（土）以降にお申込みいただいたものは一次調整の対象とはならず、二次調整以降の対象となり、結果通知も2月末以降となりますので御注意ください。
- 11月17日（金）までに御提出いただいた申込みのうち、不足書類や不備書類の再提出、希望先の変更や追加等の届出の締切は12月15日（金）までです。
- 希望園の変更等がある場合には、同封している保育利用申込内容変更届（I-10）に必要事項を御記入いただき、申請先の区役所・支所へ御提出ください。
- 12月15日（金）を過ぎて御提出いただいた就労証明書等の添付書類については、一次調整の判定に反映できません。また、12月15日（金）の締切後の変更についても、一次調整の判定には反映できませんので御注意ください。

### (2) 利用調整結果のお知らせ

- ◆ 令和6年1月31日（水）に発送する予定です。
  - ※ やむを得ず、利用を辞退される場合は、速やかに区役所・支所にお知らせください。
  - ※ 事前のお問い合わせにはお答えできませんので、御了承ください。

### (3) 二次調整について

一次調整で内定とならなかった（保留となった）方、一次調整（令和5年11月17日まで）に申込みが間に合わなかった方については、二次調整の対象となります。二次調整を希望される場合は、以下の締切日までに、お住まいの地域の区役所・支所に必要書類を御提出ください（一次調整で保留となった方は、申込内容の変更がなければ改めて書類の提出は不要です）。

- ◆ 二次調整受付： 2月13日（火）まで
- ◆ 二次調整結果通知発送： 2月28日（水）発送予定

## 1.2 保育利用にあたっての留意事項

---

### (1) 利用調整結果のお知らせ後の手続

#### ア 入園準備・説明会等について

各保育施設・事業所から入園の準備のお知らせがあります。施設・事業所によって説明会等が開催されますので、必ず御確認ください。

#### イ 3歳未満児童の健康診査について

令和6年4月1日時点で3歳未満の児童は、京都市指定の様式により健康診査を受けていただきます（別途料金が必要となります）。

#### ウ ならし保育について

保育利用開始後、児童が集団保育に慣れるまで、児童の状況に即した保育時間を設定することがあります。

### (2) 保育の必要な状況等の確認について

保育利用開始後、保育の必要な状況や世帯状況について、年1回、確認をさせていただきます。対象となる方には、毎年7月頃お知らせを送付します。

### (3) 利用状況に変更があった場合

保育の利用中に以下に該当する事例があった場合は、速やかに区役所・支所まで必ず御連絡ください。変更申請等の手続が必要となる場合があります。

- 保育が必要な理由に該当しなくなる又は就労時間など状況が変更になる場合
- 就労を始める又は退職する場合、妊娠が分かった場合、育児休業を取得又は終了する場合
- 住所を変更する場合、世帯構成が変わる場合
- きょうだい、教育・保育給付認定の不要な幼稚園や児童福祉施設等（※）に入所又は退所した場合

※ 別添「利用者負担額（保育料）に関する御案内（0歳児～2歳児用）」の3（1）のB施設

#### 【御注意ください】

- ◆ 必要な手続を行われない場合、保育に要した費用の全部又は一部について、京都市から返還を求めることがあります。
- ◆ 申込児童又は保護者が京都市外に住民票を異動されると、保育の利用ができなくなります。
- ◆ 保育利用開始後に保育利用児童の育児休業を分割で取得される場合等は、育児休業を取得される月からは保育利用ができなくなるので御注意ください。

## 1 3 利用者負担額（保育料）

詳細は、別添「利用者負担額（保育料）に関する御案内（0歳児～2歳児用）」を御参照ください。

利用者負担額（保育料）は、利用開始された月の翌月上旬（4月分については、4月末頃）に、利用されている施設・事業所を通じてお知らせします。

なお、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の施行により、3～5歳児と市民税非課税世帯の0～2歳児は利用者負担額（保育料）が0円となりました。

### (1) 算定の根拠

- ◆ 世帯の市民税額（市民税所得割額の合算額）により算定をします。
- ◆ 施設・事業所の種別、年齢区分、世帯状況等によって利用者負担額（保育料）が異なります。

### (2) 対象年度及び年度切替の時期

利用者負担額（保育料）は、4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当該年度の市民税額により算定します。これに伴い、年度途中で利用者負担額（保育料）が変更となる場合があります。

### (3) 利用者負担額（保育料）の軽減等

※ 令和5年度時点の内容です。令和6年度以降の内容は本市ホームページ等でお知らせします。

- ◆ 複数の子どもが保育所等を同時に利用する場合、2人目については、基準額の半額以下、3人目以降については、無料となります。所得制限はありません。  
なお、1人目（又は2人目以降）の子どもの利用者負担額が無償化により無料の場合でも、子どもの人数のカウント方法は変更ありませんので、これまでと同様に負担が軽減されます。
- ◆ 一定階層区分以下の世帯については、同時利用かどうかに関わらず、2人目を基準額の半額以下、3人目以降の利用者負担額を無料とするほか、ひとり親世帯等に対する負担軽減策を実施しています。

#### 【幼稚園型認定こども園の利用者負担額（保育料）について】

- ◆ 保育園（所）及び幼保連携型認定こども園等では京都市独自で国基準よりも保育士等の配置基準を手厚くしていますが、幼稚園型認定こども園は国基準どおりの職員配置基準としていることから、幼稚園型認定こども園の保育料は保育園（所）等よりも軽減しています。
- ◆ なお、園が独自に職員配置を加配する場合は、園が一定の上乗せ徴収をすることができます。

## 1 4 多様な保育サービス

制度の詳細及び実施施設は、「京都市はぐくみアプリ」または「京都市情報館」を御確認ください。

◆多様な保育サービス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000002625.html>

「京都市はぐくみアプリ」



### (1) 時間外保育

利用施設の保育短時間又は保育標準時間を超えて保育を実施しています。時間外保育は、施設と保護者とで利用時間・方法を決定することになります。また、保育料とは別に利用料が必要となります。

### (2) 夜間保育

夜間の保育需要に対応できるよう、夜間保育園を設置しています（令和5年9月時点市内8か所）。

### (3) 休日保育

保護者の就労等により、日曜・祝休日等に家庭で保育ができない場合に、保育施設で児童を預かり、保育を実施しています。

◆ 休日保育の御案内：

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000098214.html>



### (4) 保育園・認定こども園における一時預かり

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病などによる緊急時の保育、保護者のリフレッシュを図るための一時的な保育、裁判員制度に参加するための一時的な保育など、さまざまな保育ニーズに対応するため、一部の保育施設で一時預かりを実施しています。

◆ 一時預かりの御案内：

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000054150.html>



### (5) 病児・病後児保育

仕事の都合により、病氣中・病氣回復期の子どもの保育を家庭でできない方のため、医療機関に付設された施設で一時的な保育を実施しています（令和5年9月時点市内10か所）。

◆ 病児・病後児保育の御案内：

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000098235.html>



### (6) 幼稚園における預かり保育

京都市では、市内の私立、市立幼稚園の「預かり保育時間の延長」や「長期休暇期間における預かり保育の拡充」に取り組んでいます。働きながら幼稚園に通わせたい、保育園（所）や小規模保育事業所等以外にも預けられるところを探しているといった保護者の皆様のニーズに応えることができる、充実した預かり保育を実施している幼稚園が京都市内には数多くあります。

◆私立幼稚園一覧：

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000173630.html>



◆市立幼稚園の預かり保育：

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000200452.html>



※ なお、認可保育施設・事業所を利用中でない児童が（4）～（6）のサービスを利用した場合、幼児教育・保育の無償化の対象となる可能性があります。

幼児教育・保育の無償化の詳細は、[1 2 ページ](#)下段のURLを御参照ください。

## 15 参考 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の申込みについて

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の利用を希望される場合は、直接園に申込方法等を御確認ください。また、利用される園の種別に応じて、園の利用に関する手続き（教育・保育給付認定）や無償化に関する手続き（施設等利用給付認定）が必要となりますので、園又は区役所・支所にて配布している申請書類に記載等のうえ、園に御提出ください。

利用される園	利用申込	教育・保育 給付認定	施設等利用 給付認定
私立幼稚園 (新制度幼稚園 <sup>※1</sup> となった園を除く。)	直接、園に申込み	不要	要
新制度幼稚園 <sup>※1</sup> 認定こども園（幼稚園部分 <sup>※2</sup> ）		要	要 <sup>※3</sup>

※1 コドモのイエ幼稚園、洛東幼稚園、高倉幼稚園、桃山幼稚園、下鴨幼稚園、龍谷幼稚園、本願寺中央幼稚園及び全ての市立幼稚園（令和5年10月時点）

いずみ幼稚園については、令和6年4月に新制度幼稚園に移行予定。（最新情報は京都市情報館にて御確認ください。）

※2 菊の花幼稚園、清水台幼稚園、高倉幼稚園については、令和6年4月に認定こども園移行予定。（最新情報は京都市情報館にて御確認ください。）

※3 預かり保育（通常保育時間の前後等に実施）を利用しない場合は不要です。

### ●無償化の概要

歳児	満3歳児	3～5歳児
保育料	<b>【私立幼稚園】</b> 月額25,700円を上限として支給 <b>【新制度幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）】</b> 無料	
預かり保育利用料 <sup>※1</sup> (通常保育時間の前後等に実施)	対象外 (ただし、市民税非課税世帯の場合は、月当たり利用日数×450円まで支給(月額上限16,300円))	月当たり利用日数×450円まで支給 (月額上限11,300円) <sup>※2</sup>

※1 預かり保育利用料の支給を受けるには、保護者のいずれもが保育が必要な理由（就労、妊娠・出産、介護等）に該当していることが要件となります。また、預かり保育の実施時間等については、各園によって異なりますので、直接園までお問合せください。

※2 市立幼稚園については、月当たり利用日数×450円を上限（ただし月額上限11,300円）として支払免除にて対応します。

京都市の幼児教育・保育無償化の制度及び施設等利用給付認定の申請方法については、こちらを御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>



## 16 保育利用に関するよくある御質問

ここでは、保護者の方からの保育利用に関するよくある質問と回答を載せております。京都市情報館では、ここに掲載している質問以外の情報も掲載しておりますので、そちらも御参照ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000274557.html>



### 【保育利用申込みについて】

Q1 京都市内の保育園の空き状況をHPで知ることができますか。

A1 以下のホームページで公表しています。各月上旬に翌月の空き状況を掲載しますが、より詳細な情報を知りたい場合は、施設の所在する地域の区役所・支所にお問い合わせください。令和6年4月の一次調整受付分の受入枠は、10月初旬に公表予定です。なお、11月27日に一次調整締切時点での申込状況・受入枠を公表予定です。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227761.html>



Q2 住んでいる区内以外の他区の保育施設・事業所を利用したいのですが申し込みできますか。

A2 京都市内にお住まいの方は、京都市内の全ての保育施設・事業所を利用できます。教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2/2）に希望するすべての施設を御記入し、御提出ください。区別に複数提出する必要はありません。なお、京都市外の他の自治体の保育施設・事業所は利用できません（認可外保育施設、企業主導型保育施設は京都市外であっても利用できる場合があります。詳しくは直接認可外保育施設等にお尋ねください）。

Q3 現在、京都市以外に住んでおり、京都市に転居予定ですが、保育利用の申し込みはできますか。また、就労先が変わる場合、申し込みに影響はありますか。

A3 転居予定の方も京都市民の方と同じ手続方法でお申し込みできます。保育の利用が決定した場合、利用開始日までに少なくとも保護者のうち1人と保育利用をする児童の住民票を京都市に移してください。また、利用調整結果通知は郵送でお送りしますので、送付先の住所が現住所と異なる場合は申込先の区役所・支所までお知らせください。なお、転入に伴い就労先が変わることにより、申込時に就労内定の状態の場合、保育利用の優先度判定基準における調整指数「就労内定」に該当（-5点）することとなりますので、御留意ください。

Q4 現在、京都市以外の市町村に住んでいて京都市内の職場に通勤していますが、京都市の保育利用の申し込みはできますか。

A4 京都市内への通勤を理由に京都市の保育施設・事業所は利用できません。京都市外にお住まいの方は、利用開始日までに京都市内に転入する場合や、里帰り出産のために一定期間のみ京都市内にお住まいになる場合のみ、利用申込みができます。

Q 5 令和6年1月に出産予定ですが、4月の保育利用申込みはできますか。

A 5 出生前の申込みも受け付けています。令和6年2月5日までの出産予定日の場合は、4月申込みができます。ただし、4月利用申込みをしても、2月6日以降に生まれた場合は5月利用開始となりますので、利用開始希望日の変更をしてください。

出産予定で申込みをされた場合は、出生届を御提出後速やかにお住まいの地域の区役所・支所まで御連絡ください。

Q 6 希望先の保育施設・事業所は何箇所まで申し込みできますか。

A 6 何箇所でもお申し込みいただけます。保育利用申込書(2/2)の「2 利用を希望する保育施設・事業所」欄では第6希望までしか記入枠を設けておりませんが、「上記以外の希望」欄に第7希望以降の保育施設・事業所を何箇所でも御記入いただけます。

Q 7 申込書類を保育園等に提出するか、区役所・支所に提出するかによって、その後の優先度判定等に違いは出ますか。

A 7 提出先の違いによって、その後の優先度判定に有利・不利は発生しません。ただし、一次調整の締切は11月17日(金)までのため、11月18日(土)以降の申込みは二次調整となり、取扱いが大きく異なりますので、御注意ください。

また、11月17日(金)までに申込みいただいた書類等について、不備・不足による再提出又は希望先の保育園等の追加は12月15日(金)までのため、その後に御提出をいただいても一次調整には反映できませんので、早めの書類提出に御協力いただきますよう、お願いいたします。

Q 8 保育利用を開始後に、育児休業を分割で取得した場合も、引き続き保育利用は可能ですか。

A 8 保育利用児童の育児休業を取得される場合、育児休業取得月からは保育利用を継続いただくことができません。育児休業対象児童のきょうだい児に関しては、「育休中の継続利用」への変更申請をしていただければ継続利用が可能です(ただし、短時間利用となります)。

Q 9 育児休業取得中ですが、京都市内で転居することになりました。上の子が「育休中の継続利用」で保育園に通っているのですが、転園申込は可能ですか。

A 9 「育休中の継続利用」で保育利用中のきょうだい児について、京都市内での転居及び転勤等のため利用している施設への送迎に30分以上の時間を要すると認められる場合及び小規模保育事業所等の年齢到達による卒園の場合に限り、育児休業取得中でも転園申込が可能です。

Q10 一斉面接廃止とのことですが、希望園等について相談することはできますか。

A10 一斉面接は原則廃止とさせていただきますが、保育申込みのことで御不明な点や御相談されたい内容がある場合には、申請先の区役所・支所子どもはぐくみ室に御連絡ください。

## 【提出書類について】

Q11 保育が必要な理由に応じた添付書類（就労証明書等）は、両親分必要ですか。

A11 両親分御用意ください。両親それぞれの保育が必要な理由に応じて、利用調整の際の点数や教育・保育給付認定の内容を決定します。

Q12 申込児童が2人以上の場合、保育が必要な理由に応じた添付書類（就労証明書等）もそれぞれの児童分必要ですか。

A12 それぞれではなく、共通1枚で構いません。就労証明書等について、共通で提出される場合、申込児童名の記入欄に申込児童全員の氏名等の御記入をお願いします。

Q13 令和6年4月の保育利用申込みと、令和5年度の年度途中の申込みも同時に行うことを考えています。「就労証明書」は保護者分それぞれ2枚必要ですか。

A13 令和6年度用の就労証明書で令和5年9月12日以降の証明日であれば、「就労証明書」は保護者それぞれ1枚で申し込みできます。その際、原本を令和6年度の利用申込みにお使いいただき、コピーを令和5年度の申込みにお使いください（その旨を就労証明書の空欄部分等に御記入ください）。

Q14 祖父母と同居していますが、申込書類に祖父母の資料は必要ですか。

A14 同居されている祖父母が65歳未満の場合は、保育優先度の判定のため、祖父母分の保育が必要な理由に該当する書類（就労証明書等）が必要となります。

Q15 保育の利用時間が未確定なのですがどう記入すればいいですか。

A15 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2/2）に御記入いただく希望保育時間は参考項目です。実際に御利用いただく時間は、保育園等の内定後に、保育園等と御相談のうえ、利用開始届（利用調整結果通知に同封します。）で確定した時間を保育園等に届け出ていただきます。

Q16 書類を提出した後に、希望先の変更は可能ですか。

A16 可能です。4月保育利用申込みであれば（※）、令和5年12月15日（金）までに希望変更届の提出をいただければ可能です（12月15日（金）必着）。

本冊子に同封している保育利用申込内容変更届に必要な事項を御記入いただき、申請先の区役所・支所へ御提出ください。

※ ただし、令和5年11月17日（金）までにお申し込みいただいたものに限りです。

11月18日以降にお申込みの場合は二次調整の取扱いとなります（二次調整については[9ページ](#)を御覧ください）。

Q17 書類を提出した後に、就労先等が変更になりましたがどうすればよいですか。

A17 新しい勤務先での就労証明書を提出してください。令和6年4月申込みについては、変更後の内容も含め、令和5年12月15日（金）までに御提出いただいた書類で利用調整の手続きなどを行います。なお、12月15日（金）を過ぎての御提出の場合、利用調整の判定に考慮できない取扱いとなりますので、御注意ください。



## 【指数について】

Q18 現在きょうだいの上の子が保育園利用中ですが、下の子は別園を希望し、上の子も同一園となるよう転園を考えています。この場合もきょうだい同一園希望の加点対象となりますか。

A18 きょうだい同一園希望の加点については、「きょうだいがすでに利用している保育施設を希望する場合」加点対象となります。転居や転勤に伴う場合や小規模保育事業所等の卒園の場合を除き、すでに利用している保育施設を希望されない場合、加点対象とはなりません。

## 【利用調整結果通知後の対応について】

Q19 保育利用が決定したとき、育児休業からいつまでに復職しないといけないですか。

A19 保育利用を開始した月の月末までに復帰する必要があります（月末が、土日祝日の場合も同様です）。

（例）令和6年4月1日利用開始の場合は、令和6年4月30日までに復職の必要があります（育児休業の最終日は、4月29日までとなります）。

復職後、2週間以内に利用調整結果通知に同封される「職場復帰証明書」をお住まいの区役所・支所まで提出してください。

Q20 保留になった場合に、翌月以降の利用調整を希望するのに再申請は必要ですか。

A20 御提出いただいた内容に基づき、翌年3月までの調整を行います。

なお、利用調整結果通知は、初回のみ送付となり、その後は内定した場合のみ送付します。世帯の状況や就労状況に変更があった場合や翌月以降の利用調整結果通知が必要な場合は、お住まいの地域の区役所・支所に御連絡ください。

Q21 4月入園の場合、利用者負担額（保育料）はいつ頃分かりますか。

A21 4月末頃に入園先の保育施設・事業所を通じてお知らせする予定です。

## 17 京都市の保育利用の優先度判定基準

基本指数と調整指数の合計点数が低い方の保護者を児童の点数として、保育施設・事業所ごとに、合計点数が高い児童から順に、利用調整を行います。

例) 【父：40時間就労＝40点】 【母：35時間就労＋通勤時間30分＝36点】の場合、児童の点数は36点となる

### ◆基本指数…いずれかひとつを選択

保育が必要な事由	基準	基本指数
就労 ※1、2	週40時間以上就労している	40
	週35時間以上40時間未満就労している	35
	週30時間以上35時間未満就労している	30
	週25時間以上30時間未満就労している	25
	週20時間以上25時間未満就労している	20
	内職従事者である	20
	就労している（上記以外）	15
介護・看護	要介護3以上又は障害支援区分4以上の親族を介護又は看護している	35
	要支援2・要介護1・2又は障害支援区分2・3の親族を介護又は看護している	20
	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	身体障害者手帳3級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	療育手帳A判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	療育手帳B判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	介護又は看護している（上記以外）	10
災害	災害復旧に当たっている	40
就学・職業訓練	週40時間以上学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	40
	週35時間以上40時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	35
	週30時間以上35時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	30
	週25時間以上30時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	25
	週20時間以上25時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	20
	就学している（上記以外）	15
求職	求職中である	5
出産	妊娠中であるか、出産後間がない（概ね2か月）	15
疾病等	入院又はそれと同等程度の治療や安静を要する	40
	介護保険施設、障害者施設に入所している	40
	寝たきりである	40
	要介護3以上又は障害支援区分4以上の判定を受けている	40
	要支援2・要介護1・2又は障害支援区分2・3の判定を受けている	35
	要支援1又は障害支援区分1の判定を受けている	25
	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている	40
	身体障害者手帳3級の交付を受けている	35
	身体障害者手帳4級の交付を受けている	25
	身体障害者手帳5・6級の交付を受けている	20
	療育手帳A判定の交付を受けている	40
	療育手帳B判定の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている	40
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	25
障害又は傷病により、保育が困難な状態である（上記以外）	15	
その他	保護者、世帯又は申込児童の状況から、市長が特に保育が必要であると認めるもの	※3

※1 就労時間には休憩時間を含む。

※2 短時間勤務制度を取得する場合でも取得前の就労時間で指数付けを行う。ただし、同指数に複数名の申込児童がいる場合、実際の勤務（予定）時間（時間外勤務除く）が長い保護者を優先する。

※3 市長が定める。

◆調整指数…あてはまるものすべてを合計

項目	具体的内容	調整指数	☆	備考
1	保護者の就労状況等 通勤又は通学時間（片道）が30分以上	1	☆	保育要件が「就労」又は「就学・職業訓練」の場合のみ調整、項番1と2とは重複不可
2	通勤又は通学時間（片道）が1時間以上	3	☆	客観的に判断して申告より短い時間での通勤又は通学が可能であると市長が判断した場合、加点をしない又は1時間以上の通勤又は通学と申告している場合でも項番1を採用する場合がある。
3	就労内定の場合（育児等の休業以外の理由で就労証明書に過去3か月の実績の記載がない場合を含む）	-5	☆	項番4が適用されている場合、対象外とする。
4	保護者のいずれかが、保育士等の資格職として、京都市内の認可保育施設・事業所又は幼稚園（預かり保育を実施する幼稚園のみ）で勤務中（予定を含む）	10		保育士、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を対象とする。項番3の対象外とする。 ※幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭は保育所（園）、認定こども園、幼稚園のみ対象
5	事業専従者の場合（雇用主が保護者の配偶者又は三親等以内の親族であり、かつ収入実績及び課税状況等から、保護者が扶養控除又は配偶者控除の対象と判断できる場合（見込みを含む））	-5	☆	保育要件が「就労」の場合のみ調整
6	保護者の心身の状況 保護者のいずれかが次のいずれかに該当する（要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級）	2		保育要件が「疾病等」の場合を除く、項番7と重複不可
7	保護者のいずれかが次のいずれかに該当する（要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級）	4		保育要件が「疾病等」の場合を除く、項番6と重複不可
8	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付を受けている	2		保育要件が「疾病等」の場合を除く
9	親族の介護の状況 介護等を必要とする親族が、平日に週3日以上通所系サービス又は月に7日以上短期入所系サービスを定期利用している	-2		保育要件が「介護」の場合のみ調整
10	世帯の状況 小学生以下の子どもが3人以上いる	1		項番11と重複不可
11	小学校入学前児童が3人以上いる	3		項番10と重複不可
12	保護者のいずれかが就労、介護・看護、就学・職業訓練、災害復旧のために別居している（単身赴任等）	3		
13	保護者のいずれかが月4回以上夜勤がある	2		項番12の別居している者が夜勤対象者の場合を除く
14	週30時間以上就労している	2	☆	保育要件が「就労」、「就学・職業訓練」の場合を除く、項番15と重複不可
15	週30時間未満就労している	1	☆	保育要件が「就労」、「就学・職業訓練」の場合を除く、項番14と重複不可
16	次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）がいる（要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級）	1		保育要件が「介護」の場合を除く、項番17と重複不可
17	次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）がいる（要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級）	2		保育要件が「介護」の場合を除く、項番16と重複不可
18	項番16又は17に該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く）が複数名いる	2		保育要件が「介護」の場合を除く
19	ひとり親世帯である	5		・項番20と重複不可 ・項番28が適用されている場合、対象外とする。
20	次のいずれかに該当する世帯である（生活保護世帯（就労、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると市長が判断した場合に限る）、生計中心者が失業して求職中の世帯）	4		項番19と重複不可
21	里親及びファミリーホームとして委託を受けて申請児童を養育している（保育利用開始時に委託を受ける予定の場合も含む）	4		
22	申込児童の状況 申込児童が多胎児である	10		項番26と重複不可
23	申込児童が次のいずれかに該当する（身体障害者手帳3級以下、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級）	2		項番24と重複不可
24	申込児童が次のいずれかに該当する（障害福祉サービス又は障害児通所支援の支給認定を受けている、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）	5		項番23と重複不可
25	保育園（所）、認定こども園又は地域型保育事業所からの転園希望である	-5		転居若しくは転動に伴う転園又はきょうだいが同一の保育施設・事業所を利用するための転園希望の場合を除く（ただし、転居の場合、転居前に比べ、現在利用中の保育施設・事業所までの通園時間が長くなった場合に限る）
26	きょうだいが既に保育施設・事業所を利用しており、申込児童が同一の保育施設・事業所の利用を希望する場合又はきょうだいが同時に同一の保育施設・事業所の申込みをした場合	15		・同指数に複数名の申込児童がいる場合、更に1点加点することができる ・きょうだいが既に利用している保育施設・事業所以外への転園希望の場合は加点対象外（ただし、小規模等を年齢到達により卒園する場合や、転居若しくは転動に伴う場合を除く） ・項番22、32と重複不可
27	保育の代替手段 申込児童を65歳未満の親族に預けている	-1		項番28と重複不可
28	保育可能な65歳未満の祖父母と同居している	-1		項番27と重複不可
29	申込児童を職場で保育している	-2		
30	育児休業からの復帰に伴う申込みであり、職場の育児休業制度上、保育利用開始希望年度中に育児休業から復帰の必要があり、かつ、延長を行ったとしても当該年度中に復帰しなければならない場合	2		就労証明書に記載されている場合のみ適用 育児休業終了日が保育利用開始希望年度の3月31日の場合、項番31を適用
31	育児休業からの復帰に伴う申込みであり、項番30以外の場合（職場の育児休業制度上、保育利用開始希望年度の翌年度以降まで育児休業を延長できる場合）	1		就労証明書に記載されている場合のみ適用
32	小規模保育事業所等からの移行 小規模保育事業所等が3歳児の受入れに係る連携施設（保育所（園）又は認定こども園）を設けており、3歳児移行に当たり当該連携施設を第1希望とする場合	10		第1希望としている施設にのみ10点加点し、第2希望以降は加点しない
33	申込状況 入園可能な最も低い点数で複数の申込者が並んだとき、当該保育施設・事業所を第1希望としている	1		第1希望としている施設にのみ1点加点し、第2希望以降は加点しない
34	市長が特に調整を必要と認める場合（申し出等により、保留希望と判断した場合、指数を減点する場合がある）			

☆・世帯の基本指数となっている世帯員が該当する場合のみ調整

## ◆お問合せ先◆

お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当まで  
(京北地域は京北出張所保健福祉第一担当)

区役所・支所名	所在地	電話	FAX
北区役所	〒603-8165 北区紫野西御所田町 56	432-1284	451-0611
上京区役所	〒602-8511 上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-5119	432-2025
左京区役所	〒606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	702-1114	791-9616
中京区役所	〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2543	822-7151
東山区役所	〒605-8511 東山区清水五丁目 130-6	561-9350	531-2869
山科区役所	〒607-8511 山科区柳辻池尻町 14-2	592-3247	501-6831
下京区役所	〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608-8	371-7218	351-9028
南区役所	〒601-8441 南区西九条南田町 1-2	681-3281	691-1397
右京区役所	〒616-8511 右京区太秦下刑部町 12	861-1437	861-4678
右京区役所京北出張所	〒601-0292 右京区京北周山町上寺田 1-1	852-1815	852-1814
西京区役所	〒615-8083 西京区桂良町 1-2 (保健福祉センター別館)	381-7665	392-6052
洛西支所	〒610-1198 西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9195	332-8186
伏見区役所	〒612-8511 伏見区鷹匠町 39-2	611-2391	611-1166
深草支所	〒612-0861 伏見区深草向畑町 93-1	642-3564	641-7326
醍醐支所	〒601-1366 伏見区醍醐大構町 28	571-6392	571-2973

### 京都市子育てアプリ

**「京都はぐくみアプリ」**

京都市子ども若者はぐくみウェブサイト

<http://www.kyoto-kosodate.jp/>

配信中!

京都市内で実施される子育て関連のイベント情報や、各種の子育て支援施策を、手軽に入手することができる、無料のアプリです。

京都はぐくみアプリのダウンロード

<http://www.kyoto-kosodate.jp/app>



### 京都市 子ども若者はぐくみ局

幼保総合支援室 公式X (旧 Twitter) はコチラ

#### 【発行元】

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 5 6 6 - 1

井門明治安田生命ビル 3 階

TEL:075-251-2390 FAX:075-251-2950

発行：令和 5 年 1 0 月



京都市における保育の最新情報や幼保総合支援室の取組、担当者の日々のつぶやき、市営保育所の献立にいたるまで、幅広く情報発信を行っています。



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

